

(債務負担行為に基づき次年度以降にわたる契約で、平成25年10月1日以降に契約する場合に適用)

建設工事標準請負契約約款

(建設工事請負契約書)

収 入

印 紙

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期
平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

4 請負代金額 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に108分の8を乗じて得た額である。

5 契約保証金

6 調 停 人

〔注〕 発注者及び受注者が調停人をあらかじめ定める場合は、氏名等を記載する。

7 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

〔注〕 この工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について記載した書面を添付する。

8 住宅建設瑕疵担保責任保険 別紙のとおり

〔注〕 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第2条第4項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の〇〇〇〇共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

なお、長野県議会の議決（長野県知事の専決処分を含む。）があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って、誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。